

佐久広域連合障害者相談支援センター手話通訳利用のご案内

生活のさまざまな場面（医療・教育・地域生活）でご利用いただけます。

初めてご利用される方にも、職員がわかりやすく説明いたしますので、遠慮なくご相談ください。

【利用対象者】

佐久圏域（小諸市・佐久市・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・佐久穂町・軽井沢町・御代田町・立科町）に居住する聴覚障がい者、音声・言語機能に障がいがある者（身体障害者手帳保持者）

【申し込みの流れ】

①申請書を障害者相談支援センターへ提出。

提出は窓口へ直接持参またはファックス（0267-63-0611）

申請書は障害者相談支援センター窓口・ホームページからダウンロードできます。

②障害者相談支援センターから利用決定についてファックスで連絡いたします。

【受付時間】

月曜日～木曜日（午前9時～午後4時）

※時間外、金・土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）に届いたファックスは受信のみとなります。

利用決定の連絡は受付時間内に行います。

〈ご利用される1週間前までにお申し込みください。〉

- ・事前に予定がわかっている場合は、できるだけ早めにお申し込みください。
- ・申し込み後に変更が生じた場合や通訳が不要になったときは、すぐにご連絡ください。
- ・申し込みいただいてもお断りする場合がございます。ご了承ください。

【利用料】

無料 ※ただし、通訳者に係る入場料等の費用は、利用者の負担となります。

【利用範囲】

聴覚障がい者が次のいずれかに該当する場合で必要と認められた時について利用できます。

- ・生命及び健康管理・権利・職業・教育・冠婚葬祭・地域活動・文化、教養及びスポーツ等に関すること
- ・前項に掲げるもののほか、障害者相談支援センター所長が特に必要と認めた場合

【その他】

- ・利用2日前までに連絡がなかった場合は、ご連絡ください。
- ・手話通訳者には「守秘義務」があり、利用の内容・個人の秘密は守られます。

佐久広域連合 障害者相談支援センター
〒385-0043 長野県佐久市取出町183番地
電話:0267-63-5177 / FAX:0267-63-0611